

予報業務の許可を受けている者に対する不利益処分の処分基準

第 1 気象業務法第 20 条の 2 の規定による業務改善命令

1 許可を受けた者が気象業務法（以下単に「法」という。）第 18 条第 1 項各号のいずれかに該当しないこととなった場合の命令

(1) 予報資料の収集、解析に係る命令

許可を受けた予報業務を適確に遂行するに足りる観測その他の予報資料の収集又は予報資料の解析の施設若しくは要員を有しなくなったと認められる場合には、必要な予報資料の収集又は予報資料の解析の施設の設置若しくは要員の配置を命ずる。

(2) 警報事項の入手に係る命令

許可を受けた予報業務の目的及び範囲に係る気象庁の警報事項を迅速に受けることができる施設又は要員を有しなくなったと認められる場合には、必要な施設の設置又は要員の配置を命ずる。

(3) 特定予報業務に係る命令

① 特定予報業務を行っているにもかかわらず、法第 19 条の 3 の規定による説明を適確に行うことができる施設又は要員を有しなくなったと認められる場合には、必要な施設の設置又は要員の配置を命ずる。

② 特定予報業務を行っているにもかかわらず、法第 19 条の 3 の規定による説明を受けた者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するために必要な措置が講じられていないと認められる場合には、これに必要な措置を講じることを命ずる。

(4) 専任気象予報士の配置に係る命令

気象又は地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。以下第 12（3）を除き同じ。）の予報の業務を行っているにもかかわらず、当該業務に係る気象又は地象の予想を行う事業所につき、置かれている専任の気象予報士の人数が気象業務法施行規則（以下、単に「規則」という。）第 11 条の 3 第 1 項の基準に抵触していると認められる場合（当該事業所に専任の気象予報士が 1 人以上置かれている場合であれば、2 週間を超えて同基準に抵触している状態が継続していると認められる場合）には、必要な人数の専任の気象予報士の配置を命ずる。

(5) 地震動、火山現象又は津波の予想の方法の技術上の基準への適合に係る命令

① 地震動の予報の業務を行っているにもかかわらず、地震動の予想の方法が規則第 10 条の 2 第 1 号の基準に適合しなくなったと認められる場合には、地震動の予想の方法を同基準に適合させることを命ずる。

② 火山現象の予報の業務を行っているにもかかわらず、火山現象の予想の方法が規則第 10 条の 2 第 2 号の基準に適合しなくなったと認められる場合には、火山現象の予想の方法を同基準に適合させることを命ずる。

- ③ 津波の予報の業務を行っているにもかかわらず、津波の予想の方法が規則第10条の2第3号の基準に適合しなくなったと認められる場合には、津波の予想の方法を同基準に適合させることを命ずる。
- (6) 気象関連現象予報業務のための現象の予想の方法の技術上の基準への適合に係る命令
- イ 許可を受けた者が気象関連現象予報業務のための気象の予想を行わない場合については、以下のとおりとする。
 - ① 土砂崩れの予報の業務を行っているにもかかわらず、土砂崩れの予想の方法が規則第10条の2第4号の基準に適合しなくなったと認められる場合には、土砂崩れの予想の方法を同基準に適合させることを命ずる。
 - ② 高潮の予報の業務を行っているにもかかわらず、高潮の予想の方法が規則第10条の2第5号の基準に適合しなくなったと認められる場合には、高潮の予想の方法を同基準に適合させることを命ずる。
 - ③ 波浪の予報の業務を行っているにもかかわらず、波浪の予想の方法が規則第10条の2第6号の基準に適合しなくなったと認められる場合には、波浪の予想の方法を同基準に適合させることを命ずる。
 - ④ 洪水の予報の業務を行っているにもかかわらず、洪水の予想の方法が規則第10条の2第7号の基準に適合しなくなったと認められる場合には、洪水の予想の方法を同基準に適合させることを命ずる。
 - ロ 許可を受けた者が気象関連現象予報業務のための気象の予想を行う場合は、イの場合に加え、気象関連現象予報業務に係る気象の予想を行う事業所につき、置かれている専任の気象予報士の人数が規則第11条の3第1項の基準に抵触していると認められる場合（当該事業所に専任の気象予報士が1人以上置かれている場合であれば、2週間を超えて同基準に抵触している状態が継続していると認められる場合）には、必要な人数の専任の気象予報士の配置を命ずる。
- 2 許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときの命令
- (1) 許可を受けた者が欠格事由に該当することとなった場合の命令
 - ① 許可を受けた者が法第18条第2項第3号に該当することとなった場合には、当該役員の解任を命ずる。
 - ② 許可を受けた者が法第18条第2項第4号に該当することとなった場合には、国内代表者又は国内代理人を定めることを命ずる。
 - (2) 虚偽申請が判明した場合の命令
 - 許可を受けた者が法第18条第2項第5号に該当していたことが明らかになった場合には、真正な書類の提出を命ずる。
 - (3) 警報を行った場合の命令
 - 許可を受けた者が法第23条に違反して気象、地象、津波、高潮、波浪又は洪水の警報を行った場合には、当該行為の中止を命ずる。
 - (4) 気象予報士ではない者に気象又は地象の予想を行わせた場合の命令

許可を受けた者が法第19条の2後段に違反して気象予報士ではない者に気象又は地象の予想を行わせた場合には、当該気象又は地象の予想の停止を命ずる。

(5) 特定予報業務を利用しようとする者に対する説明を行わなかった場合の命令

許可を受けた者が特定予報業務を行っているにもかかわらず、法第19条の3に違反してその利用しようとする者に対する説明を行わなかった場合には、利用しようとする者に対する説明の実施を命ずる。

(6) 許可又は認可に付した条件に違反した場合の命令

許可を受けた者が法第40条の2第1項に基づき許可又は認可に付した条件に違反した場合には、当該条件の遵守を命ずる。

(7) 変更認可を受けずに予報業務の目的又は範囲を変更した場合の命令

許可を受けた者が法第19条第1項に違反して気象庁長官の認可を受けずに予報業務の目的又は範囲を変更した場合には、既に許可又は認可を受けた予報業務の目的及び範囲での業務に復する、変更の認可を受ける等、是正の措置を執ることを命ずる。ただし、自ら速やかに是正の措置を執る意思が示された場合は、この限りではない。

(8) 許可申請書の内容に変更があったにもかかわらず届け出なかった場合の命令

許可を受けた者が法第17条の2第1項各号(第3号を除く。)に掲げる事項に変更があったにもかかわらず、法第19条第4項に違反して気象庁長官に届け出なかった場合又は虚偽の届出をした場合には、当該変更について真正な届出を命ずる。ただし、自ら速やかに真正な届出をする意思が示された場合は、この限りではない。

(9) 各種提出書類の内容に変更があったにもかかわらず報告しなかった場合の命令

許可を受けた者が各種提出書類の内容に変更があったにもかかわらず、規則第50条第2項に違反して気象庁長官に報告書を提出しなかった場合には、当該変更に係る報告書の提出を命ずる。ただし、自ら速やかに報告書を提出する意思が示された場合は、この限りではない。

(10) 予報業務を休廃止したにもかかわらず届け出なかった場合の命令

許可を受けた者が予報業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したにもかかわらず、法第22条に違反して30日以内に気象庁長官に届け出なかった場合又は虚偽の届出をした場合には、当該休廃止について真正な届出を命ずる。ただし、自ら速やかに届け出る意思が示された場合は、この限りではない。

(11) 報告徴収等命令

許可を受けた者が法第47条第3号に該当する行為を行った場合には、真正な報告を命ずる。

(12) 立入検査に係る命令

許可を受けた者が法第47条第4号に該当する行為を行った場合には、当該行為を行わないことを命ずる。

(13) 気象観測の不備に関する命令

許可を受けた者が法第9条第1項に違反して同条第2項の確認を受けないまま予報業務のための観測に検定に合格していない気象測器を使用した場合には、当該気象測器の

予報業務のための観測への使用の停止を命ずる。

(14) その他当該予報業務の運営を改善するために必要な措置の命令

上記各項の他、許可を受けた者の予報業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該許可を受けた者に対し、当該予報業務の運営を改善するために必要な措置を執るべきことを命ずる。

第2 気象業務法第21条の規定による業務の停止及び許可の取消し

1 業務の停止

(1) 重大な違反行為が認められる場合

第1各項に基づく命令を受けるべき場合であって、次のいずれにも該当する場合には、期間を定めて予報業務の停止を命ずる。この際、併せて、改善措置をとるべきことを命じるものとする。また、停止の期間を定めるにあたっては、当該改善措置に要する期間を考慮するものとする。

- ① 組織的な悪質性が認められる場合
- ② 過去2年以内に同一の事由により、本基準に基づく不利益処分を2回以上受けている場合
- ③ 予報業務を継続した場合に被害の発生や拡大のおそれがある等、気象業務の健全な発達を図り、公共の利益を確保する上で支障があると認められる場合

(2) 業務改善等命令に従わない場合

第1各項に基づく命令を受けたにもかかわらず、相応の理由なく当該命令に係る措置が実施されない場合等、当該命令に違反した場合には、期間を定めて予報業務の停止を命ずる。この際、併せて、改善措置をとるべきことを命じるものとする。また、停止の期間を定めるにあたっては、当該改善措置に要する期間を考慮するものとする。

2 許可の取消し

(1) 重大な違反行為が認められる場合

第1各項に基づく命令を受けるべき場合であって、次のいずれにも該当する場合には、予報業務許可を取り消す。

- ① 組織的な悪質性が認められる場合
- ② 過去2年以内に同一の事由により、本基準に基づく不利益処分を2回以上受けている場合
- ③ 予報業務を継続した場合に被害の発生や拡大のおそれがある等、気象業務の健全な発達を図り、公共の利益を確保する上で支障があると認められ、かつ、改善措置を実施する意思又は能力を有しないと認められる場合

(2) 業務停止命令に従わない場合

許可を受けた者が1項に基づく業務停止命令を受けたにもかかわらず、その予報業務の停止を命じられている期間中に予報業務を行う又は相応な理由なく同命令と併せて命

じた改善措置を実施しないその他の業務停止命令に違反した場合には、予報業務許可を取り消す。

(3) 許可を受けた者が欠格事項に該当することとなった場合

許可を受けた者が法第18条第2項第1号又は第2号（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合であって、予報業務の廃止を届け出ない場合には、予報業務許可を取り消す。

(4) 許可を受けた者の所在を確知できなくなった場合

許可を受けた者が法第21条第2項に該当することとなった場合には、予報業務許可を取り消す。